

令和7年第4回教育委員会会議定例会 議事録

午後 3時00分開会

1 日 時 令和7年4月24日(木)

午後 4時10分閉会

2 場 所 竹原市役所 5階 教育委員会室

3 出席者 高田教育長、浅野教育長職務代理者、竹下委員、西川委員、永福委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長、大橋参事兼教育指導担当課長、  
小早川人事管理担当課長、中原文化生涯学習課長、  
五反田総務学事課教育総務係長、岡田総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

報告第 1 号 臨時代理処分の承認について(学校運営協議会委員の委嘱の変更について)

議案第 1 8 号 竹原市結核対策委員会委員の委嘱について

議案第 1 9 号 市立竹原書院図書館協議会委員の任命について

議案第 2 0 号 竹原市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 2 1 号 竹原市教育支援センター設置要綱案

議案第 2 2 号 今井政之顕彰施設整備準備班設置要綱案

議案第 2 3 号 竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案

報告・協議 大乘小学校統合に係る通学支援について

報告・協議 竹原市今井政之顕彰施設基本構想(案)について

○高田教育長 ただいまから、令和7年第4回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

お諮りいたします。報告・協議「竹原市今井政之顕彰施設基本構想(案)について」は、成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とすることに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。報告・協議「竹原市今井政之顕彰施設基本構想(案)について」は、成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とすることに決定しました。

はじめに、報告第1号「臨時代理処分の承認について(学校運営協議会委員の委嘱の変更について)」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○小早川課長 報告第1号「臨時代理処分の承認について(学校運営協議会委員の委嘱の変更について)」御説明いたします。議案書は1ページを御覧ください。令和7年度の各校の学校運営協議会委員の委嘱については、第3回教育委員会会議において学校長の推薦を基に承認をいただいております。今回、承認いただいた学校運営協議会委員について、3月末時点で吉名学園から変更の申し出がありましたので、委員を変更するものでございます。なお、変更の承認については、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集するための時間的余裕がなかったため、教育長に対する権限委任規則第4条第1項の規定により、臨時代理処分したので同条第2項の規定により報告するものでございます。変更した学校運営協議会委員については、5ページの表を御覧ください。変更となったのは、表の上から2段目の清瀬委員、下から2段目の古重委員の2名です。なお、臨時代理処分年月日は令和7年4月1日です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 河田委員から清瀬委員への変更は、PTAの役員か何かの変更によるものでしょうか。また、稲垣委員から古重委員への変更も団体の役員の変更によるものでしょうか。

○小早川課長 変更理由につきましては、清瀬委員は民生委員の充て職となっているため変更となっております。古重委員につきましては、吉名こども園の園長が人事異動により変更となりましたので、こちらの委員も変更となっている状況でございます。

○高田教育長 お諮りいたします。報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。  
職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第18号「竹原市結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長 兼総務学事課長 議案第18号「竹原市結核対策委員会委員の委嘱について」でございます。議案書の7ページを御覧ください。竹原市結核対策委員会設置要綱第3条の規定により、同ページに記載している7名に竹原市結核対策委員会委員を委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。委嘱する7名につきましては、竹原地区医師会代表として米田吉宏医師、学校医代表として中島英勝医師、広島県西部東保健所長として岸本益美氏、結核の専門家として重藤えり子医師、校長代表として九十九邦守校長、養護教諭代表として秋井通子教諭、教育委員会関係者として総務学事課長の私となります。なお、前任の委員から交代した委員はおられませんので、皆さん引き続き委嘱をするものでございます。任期につきましては、令和7年5月1日から令和9年4月30日まででございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

- 浅野教育長 結核対策委員会は、どれくらいの頻度で開催されていますか。
- 職務代理者
- 沖本教育次長 こちらの委員会の任務は、患者発生時に関係機関と協力して対策を検討  
兼総務学事課長 したり、精密検査対象児童生徒の管理方針を検討したりといった、あくま  
でも児童生徒が結核を発症した時や、結核を発症する可能性が高い場合に  
委員会を開催するもので、最近では開催した実績はございません。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり承認することに御異  
議ございませんか。
- 浅野教育長 はい。
- 職務代理者
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 永福委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり承認す  
ることに決定いたしました。
- 続いて、議案第19号「市立竹原書院図書館協議会委員の任命について」  
を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 中原課長 議案第19号「市立竹原書院図書館協議会委員の任命について」でござ  
います。議案書10ページを御覧ください。図書館法第15条の規定によ  
り、市立竹原書院図書館協議会委員を任命することについて、教育委員会  
の承認を求めるものでございます。11ページを御覧ください。本案は、  
市立竹原書院図書館協議会委員の任期が、令和7年4月30日をもって任  
期満了となるため、その後任の委員を任命しようとするものでございます。  
13ページを御覧ください。根拠法令にありますように、図書館法第15  
条及び市立竹原書院図書館協議会設置条例第2条により委員は、学校教育  
及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識  
経験のある者の中から教育委員会が任命するもので、定数につきましては、

7名以内としております。11ページを御覧ください。委員の内訳は、学校教育関係者2名、社会教育関係者2名、家庭教育活動者2名、学識関係者1名の計7名となっております。学校教育関係者につきましては、竹原市小学校長会、竹原市中学校長会に、社会教育関係者は竹原市朗読ボランティアグループしおさい、竹原市地域交流センター連絡協議会に、家庭教育活動者は広域読み語りボランティアブックレストラン「たまたまばこ」、竹原市保育連盟、それぞれの団体に推薦を依頼し候補者を選定いたしました。14ページの新旧対照表を御覧ください。新たな委員候補者は、竹原市中学校長会の藏本辰英氏、竹原市地域交流センター連絡協議会の大川明氏、竹原市保育連盟の田坂嘉章氏になります。また、図書館協議会は、図書館法第14条第2項において図書館の運営に関し館長の諮問に応ずると共に図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関とされております。こうしたことから、学識経験者につきましては、幅広い識見を持つ県域レベルでの業務経験等を有する方を任命したいと考え、引き続き広島県立図書館から八田節子氏を候補者としております。任期につきましては、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間でございます。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長

お諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長

はい。

職務代理者

○竹下委員

はい。

○西川委員

はい。

○永福委員

はい。

○高田教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第20号「竹原市スポーツ推進委員の委嘱について」を議

題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○中原課長

議案第20号竹原市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。議案書15ページを御覧ください。スポーツ基本法第32条第1項の規定により、竹原市スポーツ推進委員を委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。16ページを御覧ください。本案は、竹原市スポーツ推進委員の任期が、令和7年4月30日をもって任期満了となるため、別紙の方をその後任の委員に委嘱しようとするものでございます。18ページを御覧ください。根拠法令にありますように、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条の規定に基づき設置しているもので、市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図ることを目的としているものです。また、地域におけるスポーツ振興のコーディネーターとしての役割を担っていただいております。本市のスポーツ推進員につきましては、竹原市スポーツ推進員設置規則により、定員を17人以内と定めており、各中学・学園校区単位からの選出と、竹原市スポーツ協会、バンブースポーツクラブから推薦いただいた方により構成しております。19ページを御覧ください。これまで活動いただいている11名の方に対し、引き続き委嘱するものでございます。任期につきましては、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間でございます。なお、委員数につきましては11名となっており、定員17名には充足しておりませんが、委員確保に向けて引き続き取り組んで参りたいと考えております。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員

委嘱についての異論はありませんが、最近、部活動の指導者が足りないということでスポーツ推進委員の中で部活動の指導に携わっていらっしゃる方はおられますか。

○中原課長

全ての委員が、必ずしも学校の部活動指導員ということではなくて、元々、部活動やスポーツの指導等に関わっておられる方にスポーツ推進委員になっていただいております。結果として部活動指導員が1名いらっしゃる

ような状況です。

○西川委員           スポーツ推進委員の中には、存じ上げている方もいらっしゃる、本岡さんであれば剣道とか、稲葉さんであれば野球とか、部活動指導者の方が少ないので、スポーツ推進委員が学校に出向いて部活動の指導をされているということではなくて、部活動の指導をされている方もいらっしゃれば、そうではない方もいらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○中原課長           はい。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長           はい。

職務代理者

○竹下委員           はい。

○西川委員           はい。

○永福委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第21号「竹原市教育支援センター設置要綱案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋参事           議案第21号「竹原市教育支援センター設置要綱案」について承認を求めるものでございます。議案書の30ページを御覧ください。前回の教育委員会会議のその他報告で、竹原市適応指導教室から竹原市教育支援センターに変わるということはお伝えさせていただいたところでございますが、本日は設置要綱について御説明させていただきます。本要綱は、竹原市立学校に在籍する児童生徒のうち、不登校及びその傾向のある児童生徒等に対して、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導も含まれます）を行うことを目的とする竹原市教育支援センターを設置するにあたり、必要な規定を整備す

るものでございます。内容につきましては、20ページを御覧ください。

適応指導教室で行っていた業務を踏襲する部分もありますが、改善をした部分もありますので、主な変更点を御説明させていただきます。1点目は20ページの第4条にあります教育支援センターの事業についてです。4つある事業のうち、21ページの(2)不登校児童生徒に関する教育相談、(3)不登校児童生徒に関する学習指導につきましては、これまで電話や来室による相談を行って参りましたが、この度から、オンラインによる教育相談及び学習指導も含まれております。そのため、例えば、教育支援センターにいる児童生徒が、学校の国語の授業とオンラインでつながることや、児童生徒が家から出られない場合に、家にいる児童生徒と教育支援センターをオンラインでつなぐことで、学校教育支援アドバイザーがオンラインで児童生徒を指導するということも想定しております。また、保護者に関しましても、これまで電話や来室による相談を行って参りましたが、御家庭からあるいは職場からのオンラインによる教育相談も受け付けるといったICTを活用した指導・支援もできるようにこの部分を改正しております。2点目は、第6条の「センターに学校教育支援アドバイザーを置き」の部分で、教育相談員という形でこれまでは1名が常駐しておりましたが、今年度は、学校教育支援アドバイザーを2名体制として、1名はわかたけ教室に常駐し、もう1名は学校との連携や保護者との相談業務を行う2人体制でやっていこうと考えております。現在は2名で対応できておりますが、今後必要であれば、増員や減員も考えられますが、教育支援センターには必ず学校教育支援アドバイザーがいるということで業務を推進して参りたいと考えております。最後に、22ページの第14条学校への報告の部分で「アドバイザーは在籍学校長に在室児童生徒の通室状況を報告する」とあります。これまでもわかたけ教室を利用していた児童生徒について、何日通室して何をしたかについて文書による報告を行って参りましたが、教育支援センターを設置するという事で、オンラインによる学

校との連携であるとか、アドバイザーが2名体制になったということで、どちらかのアドバイザーが学校に出向いて学校で担当の教員とわかたけ教室を利用している児童生徒に対しての細かい連携ができるようにしています。また、先生方にわかたけ教室に来ていただいて、通室している児童生徒の学習状況を見ていただくということも可能になってくると思っております。24ページからは、教育支援センターに名称が変更したことによる申請書等の様式の変更になりますので、内容に変更はありません。児童生徒の欠席状況を加味して、教育委員会が入室を決定することになります。退室の場合も共有をしながら、教育委員会が退室を許可していくという形で行っていかうと考えております。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員           教育支援センターに名称も変更となって、不登校の児童生徒が増えている中で、本市は積極的に取り組まれているなど感じております。教育支援センターの入室決定を受けた児童生徒がオンライン学習をした場合、出席扱いになるのでしょうか。

○大橋参事           出席扱いになります。

兼教育指導担当課長

○西川委員           教育支援センターの入室決定を受けていない児童生徒は、そもそもオンラインによる学習指導を受けることができない、学習指導を受けた場合も出席扱いにならないという理解でよろしいでしょうか。

○大橋参事           これまでもわかたけ教室に行きたいけれども体験入学のような形で試

兼教育指導担当課長

してみてもという保護者もおられましたので、そういった意味では入室の許可は出ていなくても、わかたけ教室を活用する事例はありましたが、そこは学校長と話をしまして入室扱いにする、要するに出席扱いにするというようにもしております。該当の子の場合は、入室申請書を提出されたので、入室を許可する前に通室した日数も出席扱いにしております。ただし、自宅とのオンラインは出席扱いにはなりませんので、その辺りのすみ

分けは学校長が判断した者ということになります。

○西川委員 不登校傾向にある場合に、入室している児童生徒は、学校のテストをわかたけ教室で受けることができ内申点の評価が得られるのでしょうか。

○大橋参事 兼教育指導担当課長 これまでも入室している生徒で、学校に行くことはできないけれどもわかたけ教室に来てドリルをして、あるいは学習指導を受けて、わかたけ教室で期末テストを受けたという事例もございましたので、こちらも学校長と連携の上、評価の対象にしております。

○西川委員 テストを嫌がって受けない場合は、評定は1がつくようになるのでしょうか。

○大橋参事 兼教育指導担当課長 評価の観点にもよると思いますが、小学校中学校とも大きく3観点に分かれていて、関心、意欲、態度というところもありますので、全ての評価が一番低いかというとそうではなく、意欲があるといったところはテスト以外の部分で汲み取るので、全てが低い点というわけではありませんが、基本的には中間考査や期末考査については、他の生徒と同様の評価にはなります。その子の関心、意欲について、全く放棄しているわけではないというところは加味して学校が評価をつけているという状況です。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 職務代理者 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第22号「今井政之頭彰施設整備準備班設置要綱案について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○中原課長

議案第22号「今井政之顕彰施設整備準備班設置要綱案について」でございます。議案書34ページを御覧ください。提案の要旨につきましては、陶芸家今井政之氏の功績を顕彰する施設の整備にあたり、寄附受納した作品を芸術資源・教育資源・観光資源として活用した機能の充実を図り、市内外はもとより海外からの集客を見込むことができる施設の整備に向けた取組を推進するため、今井政之顕彰施設整備準備班を設置することに対し、新たな要綱を制定するものでございます。要綱の主な内容について御説明いたします。議案書31ページを御覧ください。第2条所掌事務につきましては、今井政之顕彰施設整備に関すること、施設の運営に関すること、その他教育長が特に指示する事項に関することとしております。第3条組織につきましては、班長、副班長及び班員をもって組織し、必要に応じて芸術全般における専門的知見を有する者を置くことができるとしております。準備班に対し、専門知識や技術、経験等を有する方から助言をいただきながら整備に向けての準備を着実に進めていきたいと考えております。議案書32ページを御覧ください。班長に文化生涯学習課長、副班長に文化生涯学習課の生涯学習係長及び文化財保護係長を充てることとしております。班員は、下にあります別表に掲げる観光、建築整備、教育、芸術・文化に係る産業振興課、都市整備課、総務学事課教育指導担当、文化生涯学習課に属する職員のうち、当該部署の所属長が指名する者、その他教育長が指名する者としております。この中には、4月1日付けで採用になった学芸員につきましても関わってもらう予定としております。第4条職務につきましては、班長である文化生涯学習課長が準備班を統括し、会議の議長となります。また、第3項にありますように、班長は班員を指揮監督し、所掌事務の遂行にあたることとしております。第6条庶務についてでございます。準備班の庶務は教育委員会文化生涯学習課において処理することとしております。また、附則につきましては、令和7年6月1日から施行することで、承認をいただきましたら、6月1日から有効になる

というものでございます。この後、報告協議において説明させていただく基本構想ができあがりましたら、基本計画の策定に移りますが、基本構想の策定の際にこの準備班の体制を整えた上で、この事業について進めていこうと考えているところでございます。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第22号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長           はい。

職務代理者

○竹下委員           はい。

○西川委員           はい。

○永福委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第23号「竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長           議案第23号「竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。議案書の37ページを御覧ください。提案の要旨につきましては、竹原市教育支援センターの設置及び竹原市適応指導教室の廃止に伴い、必要な字句の修正を行うものでございます。38ページの新旧対照表を御覧ください。改正の内容につきましては、第4条の教育指導担当の所掌事務について、第10号の適応指導教室に関する内容を、竹原市教育支援センターに関することに改めるものです。具体的な内容につきましては、議案第21号の審議の際に大橋参事が説明したとおりでございますので省略させていただきます。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第23号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、報告・協議「大乘小学校統合に係る通学支援について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長 報告協議「大乘小学校統合に係る通学支援について」でございます。議案書の40ページを御覧ください。1概要についてでございます。竹原市立学校適正配置計画に基づき、大乘小学校と竹原小学校の統合について、期日は令和8年4月1日を予定しておりますが、これにかかる通学支援を令和8年4月から実施します。2通学支援の内容の(1)通学支援の要件についてです。通学距離が4kmを超える現在の大乘小学校区全域から通学する児童に対し、通学支援を実施します。なお、現在の竹原小学校区につきましても、通学先が変更となりませんので、通学方法は変更いたしません。次に、(2)通学支援の方法についてです。路線バス通学とし、定期代の全額補助を基本とします。ただし、路線バス通学におきまして、座席が不足し立って乗ることが想定される間は、1年生・2年生をスクールタクシーで通学支援する特例を設けることといたしました。3通学の方法、現在の大乘小学校区の(1)登校の方法です。新設する大乘地域交流センター前のバス停に1年生から6年生が集合することを基本とします。大乘地域交流センター前のバス停の新設につきましても、バス事業者と調整中としておりますが、事前調整をしておりますので実現可能であると考えてお

ります。大乘地域交流センター前で、1年生・2年生はスクールタクシーに乗車し、3年生以上は路線バスに乗車します。1年生・2年生は竹原小学校でスクールタクシーを下車し、3年生以上は新港橋バス停で路線バスを下車し、竹原小学校へ徒歩通学します。次に(2)下校の方法です。1年生・2年生は竹原小学校でスクールタクシーに乗車し、3年生以上は新港橋バス停まで徒歩で移動して、路線バスに乗車します。1年生・2年生は各地区でスクールタクシーを下車し、3年生以上は各地区のバス停で路線バスを下車します。こうした通学支援の内容につきましては、令和7年3月17日に開催した第5回大乘小学校統合準備委員会で同意をいただいているところでございます。4参考資料として、大乘小学校統合準備委員会だよりNO. 2を配付していますので、また御覧になっていただければと思います。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○竹下委員

3年生以上は、新港橋のバス停で下車して徒歩で通学ということですが大きな道路を横断する際に、誰か大人が見守りをしたりするのでしょうか。

○沖本教育次長

兼総務学事課長

バスを降りてから竹原小学校までの通学について、準備委員会の方でも懸念される保護者の方がいらっしゃり、御意見をいただきました。登校時の見守りについては、どちらの学校も地域の方が中心になってやってくさっている状況で、一番懸念されるのは道の駅の前の横断歩道だろうと思っておりますが、県道を下りてきて東西の道路がありますが、その道路を境にして北側が新町の自治会が担当され、南側が本川の自治会が担当されるということで、地域毎に見守りをしてくださる方が役割分担されており、地域毎に分かれているというところで、道の駅の前の横断歩道につきましては、本川の自治会の方をお願いするようになるかもしれませんが、それにつきましては、現在協議中です。現在、竹原小学校に通学している児童につきましても、道の駅の前の横断歩道が通学路になっており、その横断歩道の見守りをしている地域の方は、現在はいらっしゃらない状況ではあ

ります。とはいえ、今度大乘地区の児童がバス停を降りて歩いて通学するということになる、現在大乘小学校に通学している児童につきましては、来年の4月からこれまでと大きく通学環境が変わりますので、環境が変わった早々については、しっかり我々も対応していかなければいけないと考えております。今後については、地域と警察署へお願いをしに行き、児童が通学に慣れるまでの間は、しっかりそこは対応していく必要があると考えております。

○西川委員 新港橋のバス停で下車するということでしたが、大乘地区の児童の行きと帰りの2回だけバスが町並み保存地区に入ってもらえれば、地域の一員としては安心だなという思いがあります。そういった御意見はなかったのでしょうか。また、そういったお願いは可能でしょうか。

○沖本教育次長 兼総務学事課長 実際、登校の際に新たに道の駅の中にバス停を造っていただくとか、道の駅にバスを乗り入れて安全を確保した上で乗降できないかどうかにつきましては、芸陽バスの方にお問い合わせをしましたが、難しいということで回答をいただいております。

○五反田係長 道の駅側に川沿いに道路がありましてそこを通過して竹原小学校の前で児童を降ろすことはできないかということも検討していただきましたが、朝の便は、大きいバスになるので通ることができないということでした。小さいバスであれば通ることはできますが、大乘地区の児童が全員乗ることができないということになりますので、その辺りも調整した結果、新港橋のバス停しか乗降できないと考えております。

○西川委員 1年生・2年生はスクールタクシーの通学で、座席が不足し立って乗ることが想定されなくなった場合は、1年生・2年生も3年生以上と一緒にバスで通学することになるのでしょうか。また、行きは定刻に児童が集まるのですが、帰りは3年生から6年生までの授業の終わりの時間が同じになるのかどうか不安があります。帰りは、各自でそれぞれのバス停に降りることになり、大乘地域の方の下校時の見守りもなくなるので、地域の方

から不安な点等の御意見は出なかったのでしょうか。

○沖本教育次長  
兼総務学事課長

1年生・2年生のスクールタクシーの利用につきまして、通学支援に関するルールに基づいて実施することになります。バスの乗車中の安全確保をするためには、スクールタクシーの活用が必要ということで、通学支援のルールの特例として今回やっていくということで、今後、バスの座席数に対して、乗車する児童の数が少なくなると、基本的には1年生・2年生も含めて全員バスで通学していただくことが基本的な考え方であると思っております。ただ、将来的に路線バスの在り方とか、学校の配置もどうなるかわからない部分もありますので、その時その時の状況に基づきながら検討して実施していくようになると考えております。路線バスで帰る3年生から6年生までが自宅の最寄りバス停で降りてそこからは徒歩でそれぞれ帰っていただくようになろうかと思えます。基本的には3年生から6年生までが一緒に下校するようになって、新港橋のバス停でバスの時刻表どおりに乗車してもらわなければいけないのと、後は安全確保ということも含めて、竹原小学校から新港橋のバス停までは、市の方で会計年度任用職員等を配置して、バス停までしっかり送り届けていきたいと考えております。ただし、降りる時に関しては、各々で歩いて帰っていただくようになると思っております。

○西川委員

3年生から6年生までの授業の終了時刻が多少ずれても、大乘地区の3年生から6年生までの児童は時間を合わせて一緒に帰るという理解でよろしいでしょうか。

○沖本教育次長  
兼総務学事課長

はい。

○永福委員

竹原小学校から新港橋のバス停までは、市の方で会計年度任用職員等を配置して、バス停まで送り届けていくということですが、学校の先生方はされないのでしょうか。

○沖本教育次長

通学に関することは、教職員の業務に入らないと考えておりますので、

兼総務学事課長

教職員で対応するという事は考えておりません。とはいいいながら、忠海学園等で、教職員が対応していただいている状況があるということは、承知しておりますので、このタイミングに合わせて忠海学園の方も検討していくこととしております。会計年度任用職員を雇用してと申し上げましたが、委託業務になる可能性もあります。会計年度任用職員を直接雇用するか、もしくは、今検討しているのは、シルバー人材センターに委託をするかといった形で、教職員の業務ではないような形で整理をしようと考えております。

○浅野教育長  
職務代理者

大乘地域交流センターの位置はどの辺りになるのでしょうか。

○沖本教育次長  
兼総務学事課長

現在の大乗小学校の西側、西隣になります。そもそも大乘地域交流センターに1年生から6年生までが全員集合することについては、準備委員会の中で、例えばスクールタクシーの乗車対象となっている1年生・2年生の子供に兄弟姉妹がいるような場合に、別々の行動となるのはどうかといった意見があったことと、これまでずっと大乘小学校に登校して来たので、そういった形を継続する方がいいのではないか、といった意見があって、大乘地域交流センターにバス停が新設されたら、みんな同時に集まって1年生・2年生はスクールタクシーに乗って、3年生以上は路線バスに乗車することができるといったところで芸陽バスの方に向けあったところ、バス停の設置が可能ということで、今回御説明させていただいた内容での通学支援が実現するというような形になっております。

○浅野教育長  
職務代理者

今、路線バスが通っている185号線のところに新たにバス停を造ってくださるということですか。

○沖本教育次長  
兼総務学事課長

地域交流センター前にバス停を造ってくださることになっております。ただし、大乘地域交流センターに停車するバスは朝の1便だけということで特別に芸陽バスに対応していただけることとなっております。

○浅野教育長

地域交流センターに集まって、185号線の新たなバス停まで行くとい

- 職務代理者 うことでしょうか。
- 五反田係長 大乘小学校と大乘地域交流センターは隣同士にありまして、185号線から中に入った場所にあります。その中にバス停が新設されるということで、通常は185号線をバスが通るのですが、その一便だけが大乘地域交流センター前を出発する便として、バスを走らせていただくということになります。
- 永福委員 帰りのバス停はどこになるのでしょうか。
- 五反田係長 帰りは今あるバス停に停まります。
- 永福委員 自宅の最寄りバス停で降りていいのでしょうか。
- 五反田係長 はい。行きは海岸沿いのバス停が狭いので心配であるということで、どこか広い場所で集まることができないかという話がありまして、帰りについては、一定に歩道幅もあってバス停で待つということもないので、降りたらすぐ裏道に入ることができますので、帰りは既存のバス停を活用するということになります。
- 西川委員 見守りの方もおられないので、バスで寝ていて乗り過ごす可能性もありますので、運転手の方に降り忘れがないように確認をお願いできたらと思います。
- 五反田係長 44ページの準備委員会だよりの方で同じような心配がありまして、バスの乗り方教室を実施する予定になっておりますので、複数人でお互いに声掛けができるようにし、バスの運転手の方もアナウンスであればできるということなので、そういった対応であればできるということを伺っております。ちなみにバス会社の方に確認したのですが、忠海学園や荘野小学校の場合は、乗り過ごした例はないということです。
- 高田教育長 それでは、事務局から説明いたしました内容で、今後、事業を進めて参ります。
- 以上で、公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長       本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和7年第4回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和7年4月24日     午後4時10分閉会